

平成23年度第5回しあわせ倍増プラン2009市民評価委員会

会 議 記 録

I 日 時 平成23年8月5日（金）18：55～21：25

II 場 所 浦和コミュニティセンター第13集会室

III 議事次第

1 開 会

2 議 題

(1) 「しあわせ倍増プラン2009」取組実績及び達成度等の評価について（*評価対象事業：23事業）

3 その他

4 閉 会

IV 出席者

1 委員（11名）（敬称略）

委員長 廣瀬克哉

委員長職務代理 長野 基

委員 伊藤巖、木島好嗣、高島清、野崎博行、延原正弘、
橋本克己、林美絵、福崎智恵、町田直典

2 事務局（6名）

井上 靖朗（政策局総合政策監兼都市経営戦略室長）

三ツ木 宏（政策局都市経営戦略室副理事）

西尾 真治（行財政改革推進本部副理事兼政策局都市経営戦略室副理事）

中井 達雄（政策局都市経営戦略室参事）

藤澤 英之（政策局都市経営戦略室副参事）

鳥海 雅彦（政策局都市経営戦略室主幹）

3 所管職員（8名）

会田 浩一（総務局危機管理部安心安全課長）

大成 義之（総務局危機管理部防災課長）

高窪 浩（市民・スポーツ文化局市民生活部参事兼交通防犯課長）

曾根 康治（市民・スポーツ文化局スポーツ文化部文化振興課長）

海老名 英治（保健福祉局保健部地域医療課長）

大熊 研二（環境局環境共生部地球温暖化対策課長）

遠藤 博久（建設局建築部建築総務課長）

原 修（教育委員会事務局管理部学校施設課長）

1 開 会

○事務局職員

皆さん、こんばんは。本日はお忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。開会前に申し上げます。「しあわせ倍増プラン2009 市民評価委員会傍聴要領」の定めによりまして、傍聴人の受付をしておりますが、今のところ申し出人はございません。

それでは、これより、平成23年度第5回「しあわせ倍増プラン2009」市民評価委員会を開催させていただきます。

なお本日は、猪野委員、栗原委員、三浦委員、3名の委員から欠席のご連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

本日、第5回の委員会では、プラン番号39-1「総合防災情報システムの構築」から48-8「花と緑でいっぱい・区の花制定」までの23の個別事業、そして、そのうち10の個別事業について、ヒアリングを行うということで、各所管課の職員が出席しております。前回の委員会と同様に委員さんからの質問に対し、所管課から説明等させていただきますので、よろしく願いいたします。なお、所管課は説明が終了しますと退席をさせていただきますこと、あらかじめご了承くださいませよう、よろしく願いいたします。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。次第、座席表、所管課職員出席者一覧、資料1-1から2-2までが委員評価取りまとめシートでございます。資料1-1と1-2がヒアリング実施10事業分、資料2-1と2-2がヒアリング対象外の13事業でございます。資料3が開催日程別評価事業一覧でございます。そのほか、進行フロー、第4回委員会会議記録未定稿版、第3回委員会会議記録確定版を配付させていただきますので、資料は以上でございます。配付漏れ等はございませんでしょうか。

なお、本日も会議録作成のため、写真撮影と録音をさせていただきますので、あらかじめご了承くださいませ。

それでは、これからの議事進行は、廣瀬委員長をお願いいたします。委員長、よろしく願いいたします。

2 議 題

(1)「しあわせ倍増プラン2009」取組実績及び達成度等の評価について

○廣瀬委員長

それでは、次第に沿いまして進めてまいります。次第1ですけれども、「しあわせ倍増プラン2009」取組実績及び達成度等の評価であります。本日の対象事業23のうち、ヒアリング対象が10、ヒアリング対象外が13でございます。10事業はやや多めでございますので、効率的にポイントを押さえながら進めてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

では、お手元の「委員評価取りまとめシート」をご参照いただきながら進めてまいります。前回同様、まず担当課から事業概要、22年度の目標・実績、内部評価等について、3分程度で簡潔に説明をお願いして、その後、質疑を行った上で評価の決定をしてまいります。ヒアリングの順序ですが、お手元の進

行フローには39の枝番、39-1から39-6までの6事業を併せて一括にして、かつ40分ということで進行の予定が組まれています。少々6つ全体ではなかなかひとまとまりになりにくい部分もありますし、また所管も3課に分かれていて、特に39-6はやや性質が違うものもありますので、担当課ごとの説明ということで進めさせていただいてはどうかと思います。担当課がどうなっているかにつきましては、次第が入っております資料の3枚目、所管課職員出席者一覧を見ていただきますと、39-1、3、4、5のこの4事業が防災課の所管、39-2が安心安全課の所管、39-6が地域医療課の所管となりますので、この担当課別で進めてまいりたいと思います。

では、まず39-1と39-3、4、5の4事業につきまして、取りまとめて防災課の方からヒアリングをさせていただきたいと思います。では、この4つの事業につきまして、その概要を簡潔にご説明いただき、22年度の目標や実績、それに関する内部評価等についての説明をお願いいたします。

(39 万全な危機管理体制を構築します。)

(39-1 総合防災情報システムの構築)

(39-3 防災ボランティアコーディネーターの養成と避難場所運営体制の構築)

(39-4 災害時要援護者への支援)

(39-5 マンホールトイレの整備)

○所管課職員

それでは、まず39-1「総合防災情報システムの構築」についてご説明させていただきます。

まず、数値目標につきましては、平成24年度末までに、災害発生時に迅速で的確な情報の収集と提供を行うための総合防災情報システムを構築するというのが目標でございます。次に、取組実績をご覧いただきたいと思います。22年度の主な実績として、整備済みの他の指定都市の総合防災情報システムの調査研究をいたしました。2として、複数業者のプレゼンテーションを実施し、検討を進めています。3として、システム構築の基本方針の決定をしております。以上のことから、平成22年度の数値目標、取組内容、工程表等のおり進捗したということで進捗度を「b」と評価しました。今後の取組ですが、平成23年度には、委託業者の決定や基本設計を進めているところでございます。

続きまして、39-3の「防災ボランティアコーディネーターの養成と避難場所運営体制の構築」についてでございます。数値目標については、ボランティアコーディネーターについては、平成24年度末までに600人を養成するという計画です。また、防災士につきましては、500人を養成いたします。避難場所の運営体制を構築するため、平成24年度末までに避難場所運営委員会を公民館を除くすべての避難場所へ設置するという目標で進めています。その取組実績につきましては、ボランティアコーディネーターは198名、防災士は137名を養成しております。避難場所運営委員会につきましては、12

か所の設置をしております。評価理由のところ、防災ボランティアコーディネーター及び防災士の養成について、おおむね目標のとおり進捗しております。しかし、避難場所運営委員会の設置が12か所ということで目標数には達しませんでしたので、進捗度を「c」と判断しております。今後の取組につきましては、平成23年度も防災ボランティアコーディネーターは200名を養成、防災士も150名を目標に養成いたします。避難場所運営委員会については、35か所を目標に設置を進める予定でございます。

続きまして、39-4「災害時要援護者への支援」につきまして、ご説明いたします。まず、数値目標といたしましては、23年度までに災害時要援護者への支援を充実するための「個別避難支援プラン作成マニュアル」を策定することが目標になっております。取組実績は、昨年度は高齢者名簿の更新・配付をしております。また、障害者名簿も新たに配付しております。次にモデル地区での「個別避難支援プラン」の検討・策定を行いました。以上のことから、22年度の数値目標、取組内容、工程表のとおり進捗したので、「b」と判断しました。今後の取組については、平成23年度につきましては、改めて災害時要援護者名簿の更新を行うとともに、個別避難支援プランのマニュアルを策定していく予定です。

続きまして、39-5「マンホールトイレの整備」でございます。数値目標として、平成24年度末までに、避難場所である市立小・中・高等学校100校に600基の災害用マンホール型トイレを整備しますという目標を持っております。取組の実績につきましては、平成22年度中に各区に3校ずつで、合計30校の避難場所となる学校にマンホール型トイレの整備をいたしました。数としては、合計で192基を設置しました。以上のことから、平成22年度の数値目標、取組内容、工程表等のとおり進捗しておりますので「b」と判断しました。今後の取組としては、平成23年度から2年間で、避難場所である市立小・中・高等学校60校に1校当たり6基を基本とした設置を進めてまいります。今年度につきましても、30校180基を目標に整備を進めております。説明は以上です。

○廣瀬委員長

ありがとうございます。それでは、ただ今説明のありました39-1、3、4、5の4つの事業につきまして、質疑がありましたら委員からお願いします。

○延原委員

39-1について、質問に書き忘れていたので追加質問しますが、自己評価されたときの、A社、B社、C社の「○・×・△」があります。それと事務局から配られているホームページに載っている資料だと思っておりますが、A、B、C、D、Eの5社の評価結果が公表されていて、D、E社は切って捨てたのか、どうなっているのかわからない。また、例えばC社は自己評価の「○・×・△」といただいている資料と全く違いますが、これはどういうことですか。市民はこれしか見られないわけで。

○所管課職員

複数の業者のプレゼンを受けて、各社の費用の比較をしているわけですが、

ここでホームページに載せているA、B、Cというのは、参考資料で出したA～Eまでの中では、C社がE社を表しています。同じA、B、Cで出してはいいないので、それで少し勘違いがあったかと。

○延原委員

そういうことですか。わかりました。

○廣瀬委員長

5社の中のうちの3つをホームページに代表例みたいな形で挙げてあるということですか。

○所管課職員

はい、そういうことです。

○林委員

39-1からですが、質問シートには別添として挙げられた基本方針の3番の(2)のデータセンターのことですが、私、前にシステム会社にいたものですから、データセンターはそこがだめになってしまうと全部がだめになってしまうので、複数の箇所に設置して分散することがありますが、そういう予算がないということなのか、それとも1か所と今のところ考えているのかというのが1点です。

39-3ですが、評価にあまり関係がないのですが、防災士の3日間の講習の内容はどういうものなのかと思ひまして。防災士というからには、かなりプロフェッショナルなものになると、3日間でできるものなのかなと思ひまして。

あとは39-4ですが、22年度の実績は0円と事業費が書かれていますが、他事業残で賄ったと回答されていますが、他事業は他事業でも、買ってしまった数値は会計資料で書いてしまったので、ここでバインダーの費用を書くと、二重に計上されてしまうのでゼロにしているのか。質問内容は3点です。以上です。

○所管課職員

まず、データセンターの複数化というのは、インターネット回線を使ったり、光ファイバーを使ったり、複数の回線を利用することで安全性を高めるというようなことを考えておりますが、データセンター自体を複数で整備をしたというのは、これからの業者とのプレゼンの中で各事業者からご提案いただいた中でそういう話も出てくる話かとは思ひますが、これから調達する話なので、そこまではまだはっきりしておりません。

次に、防災士のカリキュラムにつきましては、防災士の資格はNPO法人が設けた資格で、防災士研修センターがカリキュラムを決めている内容で3日間の研修を受けていただき、最終日にテストを受けて合格した方が防災士の資格を取得する。あくまで防災士という資格自体は、教育のための研修として捉えていまして、その資格を取った方に地域で活動してもらおうということでの防災アドバイザーという認証をさせていただいて、地域活動に協力していただくようにしています。研修内容は、救急法や災害対策の基本的な内容、さいたま市の防災対策の現状、地震の仕組み、風水害についてなど、災害に対する基礎知識のようなことを学んでいただく基礎の部分と、ワークショップ形式などで、

避難場所を設置したときにどうしたらいいのかなど実技も3日間のうちでやっていたいております。講師は防災士研修センターに委託して派遣してもらっており、気象学や実際にボランティアの経験が豊富な方であるとか、災害対応の経験の豊富な方に来ていただいて、3日間の研修をしております。

バインダーの費用につきましては、消耗品ということで課の予算の中で、ファイルを綴じるためのバインダーの購入とさせていただきます。

○林委員

防災士の応募の条件は、これぐらいできる人というような条件はあるのですか。

○所管課職員

防災士の応募条件といたしましては、中学生以上の方で、上限は設けていませんが、あまり高齢な方ですと今後の活動等を考慮しまして、さいたま市では自主防災組織連絡協議会という自治会を母体とした自主防の組織がありますので、そちらで実際に役員などをやって活動している方などに呼びかけて参加をしてもらうのと、市報に載せて中学生以上で市内に在勤在学の方を公募もして、両方合わせて150名募集しております。

○林委員

特に消防士であるというような枠を設けているわけではないのですか。

○所管課職員

消防士の方は実技、3日間の講習が省略されて、試験さえ受ければ消防士は防災士になれるのですが、こちらは3日間の研修で一般の市民の方を対象にやっております。

○林委員

わかりました。ありがとうございます。

○廣瀬委員長

では、ほかに質疑がありましたらお願いします。

○木島委員

39-3ですが、防災士150人の養成に対して、137人ということで、約1割未達だと思うのですが、これは遅延とされない何か理由はあるのでしょうか。

○所管課職員

昨年度、今年の1月頃ですが、風邪などの理由で思ったより研修の参加者が当日欠席というのが多かったのが実情です。150名を養成するということで委託をしているので、募集はもっとたくさんの方から応募していただいておりますが、抽選で150名に絞って参加者をお呼びしているので、当日その方の体調で欠席されてしまうと、3日間研修がありますので、研修を1日受けられなかったということで試験を諦めてしまったりという方がいらっしゃいました。

○木島委員

やむを得ない事情でということですか。

○所管課職員

はい、やむを得ない事情です。

○木島委員

今年もまた同じことが起きるのですか。

○所管課職員

今年も150名で予算をとって養成事業は進めようと思っ
ていますので、研修当日来られないため、試験を受けないという方がいると人数的には減ってしま
います。

○木島委員

もう一つ、すみません。避難場所運営委員会は26か所設置を目標とされて
いる中で、12か所ということで半分以下の達成ですが、これは大幅遅延と考
えたのですが、大幅ではなく、未達と評価されていますが、何か理由がありま
したら教えてください。

○所管課職員

昨年の12か所というのは、その前と比べれば増えたかなというところがあ
るのですが。

○木島委員

すみません、前の年は10か所ですね。

○所管課職員

そうです。実際、現在、避難場所運営委員会の設置の推進のために各区毎年
2か所ずつ避難場所夜間運営訓練をやらせていただいています。そこで避難場
所にその地域で避難を予定している自治会の方々に訓練として集まってい
ただいて、宿泊訓練をしていただく。それを契機として運営委員会をつくって
いただくという働きかけをしております、10区で2か所ずつなので20か所
増えてもいいのですが、既に運営委員会ができている所で夜間訓練を行う区も
ありますので、それで12か所ということで、そういった働きかけをしていか
ないと、自主的にはなかなか運営委員会の設立は難しいところがございます。

○事務局職員

ここは、全体の3つの項目の中での話なので、確かにおっしゃるとおり単
体で見たとき、半分以下になっておりますので、評価のあり方、仕方は当然あ
ろうかと思っておりますので、その中で我々の評価と委員の皆さんの評価とで違
ってくると思います。

○木島委員

ありがとうございました。

○延原委員

39-5について、大小便をカバーできる人数は何人、何日分かという事前
質問に対し、学校設置分で約13万人×3日、トータルで18万人×3日とい
う回答が出ていますが、一体被災者数の何パーセントの3日間大小便をカバ
ーできるという想定ですか。私、去年はこの数字が低すぎるとコメントしたの
ですが。神戸や新潟の震災を見ても、今回の震災を見ても、3日や5日で、大
小便のインフラ問題が解決できるはずがない。だから目標の設定が低すぎる
ので、去年減点しましたが、1年経ってどう考えたのですか。

○所管課職員

マンホールトイレは、資料にもございますように、1つ当たり大体600リットルの容量で1か所の避難場所での避難可能な数に対して、3日分ぐらいを確保できるという計算をしていますが、今回整備しているマンホールトイレだけで、おっしゃるように災害が起きたときに3日で災害が終わるわけではございませんので、それは充分承知しておりますが、簡易トイレや防災倉庫には組立式トイレも備蓄していますし、工事現場などに置かれるポータブルの設置型のトイレも市内11の業者の方と協定を結ばせていただき、災害時には避難場所に据え置き型のトイレというの運び込んでもらう協定も結んでおります。また、昨年度から水洗トイレなどにかぶせて、水を流せないところで紙パックをかぶせて、そこで用を足せるような紙パックの簡易トイレも新たに備蓄するようにしています。

○延原委員

わかりました。私の質問は、もう回答いただいています。学校で13万人、組立型を含めて17万7千人と回答いただいています。こんな数字では話にならないでしょうということです。去年そういうふうに申し上げていますが、1年たって目標をなぜ変えないのですかという質問です。しかも直近で3・11の地震が起きるのを見ていながら。また、最近市長がタウンミーティングでやっているテーマは災害ですよ。そういう危機感を持ちながら、目標を変えない理由は何ですかという質問です。

○所管課職員

マンホールトイレだけで全てをカバーすることはできないと考えておりまして、設置する場所といたしましても避難場所になる学校の体育館の裏手あたりですとか、設置場所を考えるに当たっても学校の地下にも埋設物などがありまして、調査をいたしますと、たくさんの数を設置できるような地中の空間がそうそう見つからないのが、実情でございますが、このマンホールトイレは標準で1か所で6基を目標にしていますが、それ以上に必要なものはほかの方法や、備蓄品でカバーしていきたいという方針でございます。

○延原委員

ということは、マンホールトイレの目標はもう変えない、変わらないということですか。

○所管課職員

はい。

○延原委員

それは校庭の大きさだとか、いろいろな問題でこれ以上できない。では、足りない部分はどこかでやりますという追加の別な目標は立てないのですか。

○所管課職員

それは備蓄計画の中で、今言ったような簡易なトイレについて見直しをしていく予定でございます。

○事務局職員

今、3月11日の大震災がありましたので、市全体の地域防災計画の見直しをしないとイケないということ作業を行っていますが、その中でもし尿処理は

大きな課題の一つです。やり方は防災課長から説明がありましたように、いろいろありますし、それから最近浄化槽の業者も災害があるとすぐに入ってくれますが、それがどれくらい頼りになるか、どれくらい期待できるかを計算してその対策をとらなければならない。今そういう作業をしている最中です。

○延原委員

全てに共通の同じ考えで言っているのですが、このマニフェストが動き出して2年を越えたので、不要になった評価項目もあるから外します。新たに必要になった評価項目も出てきたから、例えば39の7にして、あるいは8にして、新しい目標設定をし直すべきだと思います。清水市長が言ったからといって未来永劫変えないというのは、おかしい話であって。平成23年度、24年度の目標として追加目標を出していただいて、我々の評価を受けるということをしていただきたいです。

○廣瀬委員長

計画と評価、それからその計画を元にした評価委員会の役割、あるいはマニフェストに基づく計画と、防災ならば防災の領域における行政計画はそれはそれとして存在していて、そこの役割分担があると思います。ですので、この委員からの意見として、議事録に残していただいて、こういう考え方で評価をしていると伝えさせていただきたいというふうに思います。

それから、今日ご欠席の三浦委員から特に重要なご指摘と思われま。39-4につきまして、名簿の更新についてコメントがありますので、これについて事実関係、説明がありましたらお願いしたいと思います。『平成21年6月配布の高齢者世帯名簿は、平成20年度の民生委員児童委員の調査に基づいている。2年経過して死亡者・転出者削除しただけで再調査（追加登録者の把握）をせずに配付したもので、事業工程にある「更新」の内実を欠いている。また、障がい者名簿も私が体験した障がい当事者へのヒアリングで、認識（認知度）が高くないと感じているため「cの4」評価とした。このような取組は、防災課単独では対応が困難と推察する。課題を庁内で共有して連携体制の構築を図るべきと考える。』となっておりますが、この追加登録者の配付等につきまして、どういう形で行われたのか、ご説明がありましたらお願いします。

○所管課職員

お話にありましたように、昨年度は死亡・転出者のみを更新して配付をさせていただきましたが、今年度は民生児童委員の皆さんが高齢者の実態調査を行っております。そのデータをいただきまして、その高齢者の調査の中で要援護者として名簿登録をしてもよろしいかどうかということも民生委員さんが調査をする中で、要援護者名簿への登載について意見を聞きながら調査をしていただくということで、今年度は進めています。それを元にまた新たな名簿を作成する予定でございます。

○廣瀬委員長

実態調査は毎年行われるものではなくて、何年かに1回ということでしょうか。

○所管課職員

元になっている調査が3年に1度の高齢者実態調査なので、その中間年につきましては、あくまで死亡・転出者の削除など、市の市民データの中で更新できるようなものを行って出したというのが現状です。

○廣瀬委員長

わかりました。では、ほかに質疑がありましたら。もしないようでしたら、私からもう1点お願いしたいのですが、私自身からの質問で、39-1ですが、成果のところを出していただいている既存のパッケージの調査をされて、どういう機能を持っているか評価をした上で、比較検討されている。それからシステム構築の基本方針を決定するということですが、もう少し手前の段階からの、つまりこのシステムにさいたま市として何を求めるのか、何ができればいけないのかというニーズのサイドからの洗い出し作業はどのように行われたのか。それ自体が少なくともこの実績との説明の中では読み取れないものですから、もし補足をいただければと思います。

○所管課職員

基本的に、このパッケージの機能の項目のところに書いてあるような、職員参集機能以下、細かく書いてありますが、これらが最低限必要な機能であるということで当初から比較検討する項目としてなるべく入れておきまして、特に方針としては現在さいたま市ではサーバーを置くようなスペースがないということで、当初からクラウドということでの検討を行っておりまして、そのクラウドでは安全性を確保することを重点として検討しております。

また、今回3月の東日本大震災を受けて、特に今までのここでの、例えば備蓄物資の管理機能については、さいたま市で現在持っている備蓄品を避難場所にどう配付するか、在庫がいくらあるかがわかればいいと単純に考えていたわけですが、今回広域的にこちらから支援物資を送ったり、さいたま市が被災すれば支援物資をいただいて活用しなければならないということで、そういう出入りの部分も想定した管理機能も考えていこうと。あとは避難場所の運営管理機能につきましても、今回さいたま市では、帰宅困難者がかなり駅周辺の避難場所に集まって混乱したことがありましたので、今後、避難場所の運営管理を総合情報システムの中でできるようにしていく中で、帰宅困難者の対応なども考えられるようにして、また避難場所への情報提供なども含めてできるようにしたいと。

○廣瀬委員長

わかりました。そういうニーズの取りまとめ作業はどこでどのようにおやりになったのですか。

○所管課職員

取りまとめの作業ですか。

○廣瀬委員長

伺っていると、こういうシステムが他市にも入っているの、その防災システムはこういうもので、こんな機能の組み合わせでできている。一番機能を豊富に持っているのは、こういう機能のものだと。うちでいるのはどれだというような検討のように聞こえるのですが、いろいろなシステムの検討も大学でや

ったりしているものですから、どちらかというといわゆるニーズが何かということ
を把握することに一番長い時間と労力をかける。できあがったそれから要件
提示をしていったところで、これはパッケージ、あるいはパッケージを若干
修正したら我々の役に立つものができるのかという検証をして、基本パッケー
ジをベースにしていけそうだとすると、そこから最後のところでそれぞれのパ
ッケージの機能がどうなっていて、使えるものの検証をするということを感じ
ているものですから、最後の段階はあっても、その手前がどうなっているのか
が気になったものですから伺ったのですが。

○事務局職員

正直に申し上げますと、これはさいたま市の強みであり弱みであると思
うのですが、大きな災害の経験がないので、スタンダード以上のものをどうする
かという検討が、おそらく実感のある形でできていなかったということだと思
います。これは幸か不幸かということになりますが、作業の過程において東日本
震災があり、その中で見えてきた部分があって、システムは構築の最中ですから、
それをプラスアルファしていくことは対応しています。ただ、今回の大震災に
限らず災害にはいろいろな様相があり、防災の世界は経験しているかしてい
ないかで大きな違いがありますので、そういった意味ではシステム構築のある
べき姿から言うと、前段の部分が通り一遍でないかのご指摘であれば、担当課
長はなかなか言いにくいかもしれませんが、そういった面は否めないと思
います。

○廣瀬委員長

はい。それではほかに質疑がありますか。

○伊藤委員

自治会でいろいろなことがこれに絡んできていて、避難場所についても実際
に避難場所として適当でないところが指定されていたり、その辺を検討して変
えていこうという話がありますか。

○所管課職員

ご指摘のような、避難場所として耐震性ですとか、風水害の場合の浸水する
区域であるとか、今回の地域防災計画の見直しの中で、検討材料にはなっ
ています。ただ、公共施設、特に学校は地域の避難者が100人、1,000人
単位で避難できるような公共施設が学校などに限られていますので、まだ耐震
化が済んでいないことを理由に避難場所を外すことは今は難しいです。

○伊藤委員

私が言っているのは、耐震化ではなくて、地盤が明らかに危ないところが指
定されたままになっている状況は、今後、検討されるべきではないかとい
うことです。そういうことを全然考えないのであれば、ただ文言だけ避難場所
と言っているけれども、学校に押し付けてしまうところは問題があるし、その
ようなところは危なくて地域の人には避難できないです。そういう実態を
ちゃんと把握していないとまずいと思います。

○所管課職員

それにつきましては、現在指定のされていない、例えば、コミュニティセン
ターなど、地域で活用できる施設を把握して、災害によっては避難場所が
使え

なくなることを想定して、第2避難所や代替の施設を事前に用意することは検討しています。

○事務局職員

地元のことは地元の方が一番よくわかっておられると思いますし、避難場所運営委員会にしても自治会にいろいろとご協力をいただいておりますが、今までこのような話は全て本庁でやっていたのを、今年からは各区役所が担当する形にしております。職員をこの4月から張りつけたばかりで、まだ動きは見えないところであるというご意見もあろうかと思いますが、ご指摘のような実態把握が今まで十分ではなかった面もあると思いますので、いろいろ見直す中でやっていかなければならないところだと思います。

○伊藤委員

それから、避難場所等についてJRなどと打ち合わせ、事前にちゃんと調整をした上で、帰宅ができないような人のために、行政もからめて検討してもらわないと、あふれた人をどうするかと自治会に電話がかかってくる、その対応を四苦八苦したところもあったみたいなので、総合的な対応をお願いしたい。

それと、防災のコーディネーターについては、講習を受けた人が本当に管理体制の構築に有効だったかどうか、アンケートというか結果もどう今後反映させるか考えないといけないと思います。ただやったからそれでおしまいでは、あまりにも一方的な話であって、それが結果としてどうなって、どう改善するべきかということも含めて考えるべきだろうと思います。

それから、39-4の要援護者名簿についても、3年に1回の名簿であれば、2年、3年すると本当に使いものにならない部分があると思います。その辺のデータの整備はしっかりやった上でやらないと、出したからいいという感じはしない。ですから、チェックはちゃんとした上で出せる体制にしないとまずいし、要援護者の方が年齢だけでチェックするか、民生児童委員が訪問して確認した人だけにするか、その辺の整備もきちっとやらないと、使える名簿になるかは非常に微妙なところがあると思うので、しっかり整備しないといけないと思います。

あとはトイレの関係も、学校当たりいくつと書いてありますが、学校でおそらく組み立てから設置までなかなか手間隙かかるのでできにくいですが、そういうのも基本的にやらないとまずい感じがしないですかね。特に災害時だけ急にといっても、簡単には慣れないのだから、整備以前に組み立てそのものがわからないというのが実態だと思うので、学校の生徒も含めて組み立てはやった方がいいと思います。以上です。個々の回答は難しいところがあると思うので、前向きなシステムに向かって進んでいただければと思います。よろしくお願ひします。

○橋本委員

ちょうど3月11日は、私もさいたまに居て帰宅困難者になった一人なのですが、市民委員会で情報システム云々と言っていたので、ホームページで情報をまず見てみようということで、さいたま市のホームページについては比較的情報が早く出ていて、非常に私は助かったと思います。避難所の情報などが出

ていて良かったです。また、埼玉県の方も大きな災害を実際に受けていないとは言いつつも、対応としては充分やれていたのではないかという印象が残っているのと、反面、近くに学校があって、地震があって、なお且つ2回目の大きな地震があったときに、学校がちょうど金曜日だったので一斉下校で、学校の先生が一生懸命、みんな気を付けて帰りましょうと言っていたのが、学校間によってもかなり対応が違って、やはりシステムをつくっていく時に危機管理部防災課だけなのか、教育委員会を含めての連携をしていくような、横断的な協議会のようなものを39-3も合わせて実際に今行っているのかどうか、実際には防災課だけで各部署に通達しているのかどうかということだけ一つ気になったものですから、そこだけ教えていただけたらと思っています。

○所管課職員

今ご指摘のあった学校の避難について、生徒を帰らせたところと帰らせないで引き取りに来るまで待っていたところと、場所によっては泊まった生徒がいるような学校もございまして、その辺は教育委員会の方で今回の対応が学校によって違っていたことについてプロジェクトチームをつくって検討して、今後の教育委員会として災害対応についてはマニュアルを新たに見直すということで検討しているところでございます。ですので、防災課が全部、各部署について検討しているわけではございません。ただ現在、地域防災計画の見直しを今年度中に検討するというので、全庁的な検討委員会をつくりまして、その中で実務レベルの幹事会をつくって、各部署におけるマニュアルの検討、計画づくりだけではなく、実際に動くときのマニュアルも各幹事会を通して各部署と調整をして、防災課が事務局となつての作成作業を行っています。

○延原委員

平成22年度の目標の中で明記されないまま、23年度に入ってしまったのですが、ホストコンピュータと言うと昔の言い方になってしまうが、サーバーを本部に置けないからクラウド化させる。クラウドは国内に置くからそれはいいとして、クラウドコンピューターとの間の通信の担保は22年度はどういう検討になっているのですか、結果として。あるいは、本部にサーバーを置けないという結論になったのですかね、22年度は。ということは、外に置く、通信の担保は22年度はどういうふうに結論はなったのですか。

○所管課職員

先程も申しましたが、インターネット回線や光ファイバーケーブル、回線の複数化で担保しようとするのが基本でして、業者さんの提案内容によっては衛星回線を使うのも今後提案で出てくるかもしれません。その辺はまだこれから複数の提案を受けて検討させていただく予定です。

○延原委員

22年度は何も決まっていなくて、23年度に決めるのですか。

○所管課職員

今年度の委託業者決定の中で決めていきます。

○延原委員

22年度ではそこは評価対象にならないわけですね。

○所管課職員

22年度は複数化を決めたということです。

○延原委員

わかりました。

○廣瀬委員長

では、よろしいでしょうか。残りもまだかなりの事業数がありますので、39-1、3、4、5の4つにつきましては、以上でヒアリングを終了とさせていただきます。それらの評価について確定をしたいと思いますが、今の4項目につきまして評価の変更がございましたら、申し出をお願いします。

○木島委員

39-1につきまして、委員長のご指摘のシステム設計の要件提示のところが不足していると思われましたので、減点で6にさせてください。それから39-3については、やむを得ない事情が確認できましたので、「d」評価は変えませんが、加点で2点。「c」の減点ですか。

○廣瀬委員長

2点は「c」の減点でしたっけ。「d」の加点ですね。

○木島委員

2点をお願いします。

○廣瀬委員長

ほかにありましたら、お願いします。

では、39-1ですが、進捗度は全員が「b」で、点数は7点が12名、6点が2名でその平均点で確定したいと思います。

39-3ですが、13名が「c」ですので「c」で確定。点数につきましては5点2名、4点10名、3点1名、2点1名の平均にしたいと思います。

39-4につきましては、「b」が13名、「c」が1名なので「b」で確定。点数につきましては、4点が離れ値ですので、8点2名、7点10名、6点1名の平均で確定したいと思います。

39-5ですが、全員が「b」ですので「b」で確定。点数につきましては、8点1名、7点12名、6点1名の平均点で確定したいと思います。

(39-2 危機事案発生時の初動体制の確保)

○廣瀬委員長

続きまして、39-2「危機事案発生時の初動体制の確保」につきまして、簡潔にご説明いただいた後に質疑に入りたいと思います。お願いいたします。

○所管課職員

39-2「危機事案発生時の初動体制の確保」につきましては、宿日直体制、危機管理部幹部職員による待機宿舍体制、及び職員参集メールによる3体制によって行っているところでございます。

数値目標の概要につきましては、危機事案発生時の初動体制の確保を図るため、平成21年9月から職員の宿日直体制を整備しますとし、また、平成21年度中に、職員の動員を速やかに行う職員参集システムを構築します、として

います。取組実績につきましては、22年度は引き続き、管理職職員2名による宿日直体制を実施、職員参集システムの配信試験・訓練を3回実施いたしました。平成22年度の主な実績でございますが、危機事案発生時の対応方法等を習得するために宿日直対象者へ研修を実施、職員参集システムの配信試験・訓練を3回実施いたしました。おおむね工程表のとおり進捗いたしましたので、「b」としました。今後の取組予定ですが、宿日直体制については、宿日直に専門的に従事する再任用職員を体制に組み入れることで、業務知識・経験の蓄積や共有化を図ってまいりたいと考えております。もう一つは、職員参集システムの配信試験・訓練をさまざまな事案を想定し、4回実施したいと考えています。以上です。

○廣瀬委員長

どうもありがとうございました。質疑がありましたら、お願いします。

○延原委員

去年と同様の質問で、同様の回答しか得られていないのですが、危機管理体制を維持する上で、どうして幹部職員が個人の携帯を持つのですか。なぜ公用の携帯を持たせないのですか。その理由は記載されていない。

○所管課職員

今、公用の携帯の貸与については、危機管理部の職員と一部の幹部職員をはじめ、必要とされる範囲内の職員に貸与しておりますが、昨年と同様に全職員ということにはなっておりません。それにつきましては、今約100人、そのうちの30台くらいを市の方で貸与していますが、これだけのために費用対効果を考えますと、現状で充分かと考えております。

○延原委員

費用対効果とは何ですか。

○所管課職員

携帯1台を買うと8,800円から50,000円、月3,500円くらいの通信料がかかるので、現状では今の体制である程度充足はしていると考えます。

○延原委員

全くそうは思わない。だから去年おかしいと思って、今年も同じ質問をしているのです。去年も私は減点しました。危機管理体制の目標設定そのものが低すぎる。危機管理のレベルが低すぎる、と思うので昨年と同じ質問をして、まさかこの項目でコストパフォーマンスの回答が出てくるとは思いませんでした。わかりました。

○所管課職員

一部については、庁舎管理課に市の携帯がございますので、その中で貸与対象者のリストの拡大を図ってまいりたいと思います。

○延原委員

これも去年と同じ質問ですが、ある事象が起こったときに、徒歩で登庁できる人間は何人ですかと伺ったときに、去年はたしか5名という回答があって、今年50名、自転車・徒歩で44名なので、だいぶ増えたのだらうと思いま

すが、祝祭日のときに本部に登庁できる人数はどういうふうに常時確保していますか、人数は何名ですかという質問です。それに対する回答はこれでいいのですね。祝祭日ですよ、平日ではないですよ。

○所管課職員

当然、体制を組んでいるので、夜間や休日も緊急時には局区長及び危機管理部の職員については、51名いる中で、先程申し上げた内訳で参集できると考えております。

○事務局職員

委員のご指摘はどちらかということは大災害のときですよ。一番大きいときに本部に集まる人数動員体制は何人集まるのですか。

○所管課職員

ここに書いてある51名です。

○事務局職員

これはたぶん実際に災害対策本部を立ち上げたときの人数ですよ。

○所管課職員

そうです。

○事務局職員

ではなくて、震度に応じた動員体制、それはないですか。

○所管課職員

ないです。

○事務局職員

もう1回それで数字をお出しします。

○延原委員

祝祭日ですよ。祝祭日には該当者はどこにも遊びに行けないということの意味しているのですよ。これ民間でも普通にやりますよ。緊急管理体制に組み込まれたと言われれば、その人は祝祭日は動けないですよ。これは本部を立ち上げるために絶対必須の要件として50名、それを去年伺ったら5名ということで、それは少なすぎると申し上げました。今年同じ質問をしたら10倍になったので、すごいですねと思ったら、実はどうも私の意図とは違うような…それはちゃんと回答していただきたいです。本部を立ち上げるスピードがこの危機管理体制の一番ポイントだと私は思うので、お願いいたします。

○廣瀬委員長

本日ご欠席の三浦委員からも、携帯電話の件については同様に指摘がありますが、それに加えて、東日本大震災の後の状況からどのように、例えば職員宿直体制や携帯電話による緊急連絡がつかなかったという時間帯をどうするのかという趣旨かと思いますが、緊急連絡の現状と課題が明らかとなっている。これは平成22年度の終わりのところで起きた災害ですから、22年度の評価に直接反映するというわけではないけれども、23年度の状況は注視したいとコメントされていますので、22年度の評価についてはこの場でご答弁いただくことではないかと思いますが、責任あるポジションの方に対して携帯電話といった連絡手段をちゃんと公費で確保するという観点と、もう一つは携帯がお

そらく直後の時点ではつながらない、この間の3・11でも相当の時間、通話ができなかったので、そういう時間帯その間における対応も考えておいていただきたいと思います。

それではほかに、どうぞ。

○林委員

今使っているシステムは単体で買ったものなのかなと思ったので、事業費の質問を書いたのですが、宿日直体制が増えているので、人件費がかかっているのと、どういうシステムなのか、職員参集のためだけのシステムを購入したのか、その費用の内訳を聞きたいと思ったのですが。

○所管課職員

パッケージかどうかということですか。

○廣瀬委員長

事業費が平成21年度は300万円、22年度は827万円、これがどういう経費なのかということです。

○所管課職員

平成21年度と22年度を比較しますと、約500万円増えていますが、これは宿日直に従事した職員の日当です。

○林委員

では、平成21年からやっていたということによろしいですか。2月に構築・運用と書いてあるので、そこから始まっていたということですか。ありがとうございます。

○廣瀬委員長

ほかに質疑がありましたら。

○高島委員

「3月の大震災で参集連絡のための手段の一つとして有効活用しました」とありますが、これはどのタイミングで使ったかわからないですが、直後は携帯電話が使えなかったと思いますが、そういうときに使ってそれが有効活用だったのかどうか、4回使用したとありますがどのタイミングで使ったのかお聞かせください。

○所管課職員

最初は使えました。途中で、サーバー自体は群馬の館林市内に置いてあるのですが、その中継基地が負荷がかかってしまっていて確かに使えませんでした。それが少し収まりかけて使えるようになりました。一応緊急時は優先ということで、業者にはお願いしてありましたが、ただ、確かに一時は使えませんでした。

○野崎委員

緊急時の初動体制の確保ということだと思いますが、たまたま本庁舎におりまして、2月から構築、運用と書かれてありますが、正直、初動体制が本庁舎の中でしっかり行われていなかった気がします。そのシステムに関しては、いろいろご意見が出ていますが、初動だけ使えてその後は使えなかったと、人的な仕組みの部分、ハードではなく、ソフトの部分、人員体制といった部分では、こちらとは連携してこないのでしょうか。それとも初動体制の確保という中に

は、人員体制といったネットワークも入ってくるのかお話を伺いたいです。

○所管課職員

3・11のときには、震災直後にさいたま市の災害対策本部を設置しています。使えるようになってからは、夜間や祝日も職員参集メールを活用して参集を図りました。

○事務局職員

今回はたまたま金曜日の勤務時間中で、職員が職場いるときに被災しましたので、そういう意味では頭数としては職員がいたということでメリットはありましたが、当然、夜、あるいは祝祭日に災害が起きた場合にどうするかという問題があります。これはさいたま市というよりも、役所の一般的な話になってしまいますが、大災害が起きたときには自動的に全員を参集するルールにしておいて、当然全員は来れないのですが4割か5割でも来れば、それで何とか対応するという感じだったと思います。それで本当にいいのかという議論は今までもありましたが、今回の震災で、その辺はもう少し真剣に考えないといけないという感じになっていると思います。こういったシステムも、このシステムを使った訓練をどのように行っていくかも含めて、今回の震災を踏まえた見直しの中でやっていかなければならない課題になるかと思っています。

○野崎委員

ご意見させていただいたのは、今おっしゃったようなことだと思います。人の流れの部分で、当然日中の業務中でしたので人はたくさんいましたが、その人的な指揮系統がしっかりされていなかった点をご指摘させていただいたかったので、当然、避難所にいかれている方、余震がある中でも業務をされている方という現状がありましたので、その辺も事業計画の中に盛り込んでいただければ、それも含めて初動体制の中に入れていただければと思います。以上です。

○廣瀬委員長

それではよろしいでしょうか。この項目については、ヒアリングは以上で終了とし、評価を確定したいと思います。評価を変更される方はいらっしゃいますでしょうか。

○延原委員

私は、危機発生時の初動体制の確保、職員の動員を速やかに行う職員参集システムの構築、内容そのもののレベルが低いので「bの6」に減点します。

○廣瀬委員長

ほかはよろしいでしょうか。

○野崎委員

私も「bの6」に。

○廣瀬委員長

ほかはよろしいでしょうか。では、進捗度につきましては、全員「b」で確定。点数につきましては、2名から変更がありましたので、7点が11名、6点が3名の平均で確定したいと思います。

(39-6 新型インフルエンザ対策)

○廣瀬委員長

続きまして、39-6「新型インフルエンザ対策」につきまして、簡潔に概要説明からお願いします。

○所管課職員

39-6「新型インフルエンザ対策」について、ご説明いたします。本事業は、新型インフルエンザの発生・流行に備えて、医療体制の整備や資器材の備蓄などを行っていくものですが、資料の①の数値目標がございますとおり、2点数値目標を掲げております。1点目が、平成21年10月末までの市の行動計画の改定、そして、2点目といたしまして、感染防護具などの資器材の備蓄、としております。

平成22年度の取組目標及び実績ですが、資料の④がございますとおり、先ほどの数値目標等の達成に向けた項目を設定しておりまして、大きく3点です。1つ目は、「市行動計画の適時改定」です。実績としては、「市行動計画の改定準備」を行いました。2つ目は、「抗インフルエンザウイルス薬の計画的備蓄」です。この実績としては計画どおり「抗インフルエンザウイルス薬12万人分を追加」しました。3つ目には、「新型インフルエンザ対策検討会を通じた体制検討」で、こちらに対しては「対策検討会を2回実施」いたしました。そして、全体の評価としては、目標に向けた取組が想定どおり進められたものと考えておりまして、7点とさせていただきますところではあります。

今後の取組につきましては、これまでの取組と同様に、情勢に合わせた計画改定及び資器材の備蓄、また関係団体との検討会議等を行ってまいります。そして、これらの対策により、新型インフルエンザが万が一発生した際にも市民の皆様の健康安全を守れるようにしてまいりたいと考えております。説明は以上です。

○廣瀬委員長

39-6につきまして、質疑がありましたらお願いします。

○延原委員

平成22年度予定の市行動計画の適時改定の中で、私の質問は、「公表する必要はないが、市の優先投与順位はありますか」という質問に対して、「持っていません」という回答でした。これは平成21年のときは、どたばたしたので仕方ないにしても平成22年のときにはなぜそれを設定しなかったのですか。一番大事なものは、市の機能を維持するために、誰から優先投与するかというのは必須事項であって、公表しても、しなくても構わないです。なぜ22年で作成しようとしなかったのですか。市の行動計画の適時改定の中で一番大事なポイントだと思います。薬は貯めたけど、それを誰から優先配付するか、非常に大事なポイントだと思いますが。

○所管課職員

ただ今ご指摘いただきました、抗インフルエンザ薬の優先投与順位に関しては、全国的に見ても、国、県レベルにおいてもまだ投与の優先順位は決められておりません。今後、平成21年、22年にかけての新型インフルエンザの発

生を受けまして、国において行動計画の見直しが行われるというふうに承知しておりますので、委員のご指摘の点も踏まえまして、市としても国の行動計画の見直しを踏まえながら検討してまいりたいと考えております。残念ながら現状では21年の発生をようやく検証できている状況でございますので、そういった経験を踏まえながら、ご指摘の点については対応させていただきたいと考えております。

○延原委員

国や県が決めないと、さいたま市は決めないということですか。平成22年の目標で入れなかった理由は。

○所管課職員

市の中で決めるということですが、委員ご存知かと思いますが、抗インフルエンザ薬タミフルにつきましては、まず市場で流通しているものが不足した場合に備蓄しているものを使っていくという段取りになっております。従いまして、今回発生したインフルエンザにおいても、備蓄したものをを使う状況には至っておりませんでした。そういった状況を踏まえて、今後実際に強毒性のインフルエンザが発生した場合にどのように使っていくのかということも今回の経験を踏まえて検討させていただきたいと考えております。22年度につきましては、21年度の弱毒度分類がされましたけれども、そのインフルエンザの余波を受けて、手探りの状況で全国的にも対応していたところでございましたので、ご指摘の点については今後の課題と考えております。

○延原委員

今後の課題というのは、平成23年度、24年度中にさいたま市としてつくり上げますということですか。

○所管課職員

その点につきましては、国の行動計画の改定の動向を踏まえてとなりますので、いつということはなかなかお約束が難しいですが、ご指摘の点については課題というふうにさせていただきたいと考えております。

○延原委員

ほとんど回答になってないと思います。平成22年度は、21年度に大騒ぎして、そのまま流れてきたから優先順位の策定はできませんでしたということですね。

○所管課職員

はい。現実において優先順位表は作成できておりません。

○延原委員

だから目標には入れませんでしたと。

○所管課職員

はい。

○延原委員

はい、そういうことですね。

○廣瀬委員長

ほかに質疑はありますか。

○福崎委員

今年度の目標が備蓄をメインにされていたので、まずこの点については評価させていただきます。他に、対策行動計画の中に国外発生早期も市の対応が具体的に細かく書かれているかと思えます。コメントにも書かせていただきましたが、近年のインフルエンザ国内発生時にさいたま市として何を行ったのかがあまり見えていなかったのも、市としての対策が遠いと感じた市民は多かったと思えます。市としてはどこでどのようなことをしていたのか教えていただけますか。

○所管課職員

今ご指摘のありました近年の新型インフルエンザでございますが、これは、平成21年の4月にアメリカ国内でインフルエンザの人感染が確認されたという報告がなされたのが、おそらく最初の出発点だろうと考えております。それを受けて市では、最初にアメリカで発生した4月24日の4日後の4月28日に危機警戒本部を設置し、4月30日の連休前に保健所に電話相談窓口を設置する対応をとりました。国内での第1例が発生したのは5月16日、その後5月22日に県内の第1例患者が発生し、6月16日に市内の第1例が確認されるという形で順次、感染者が増えてきたという状況です。この間の市の対策は、さまざまですが、例えば、今回備蓄をしているタミフルについては、5月の連休の前にアメリカで発生し、国内第1号は5月16日ということでしたが、連休中であるため医療機関に納入がされないという事実があるので、中核医療機関には備蓄していたタミフルを提供させていただいた状況でございます。そちらについては、幸いなことに使用するに至らなかったため、もう一度備蓄の方に戻すという手続きをとらせていただきました。実際に使う機会がなかったのも、なかなか結果として見えてきておりませんが、備蓄していたものを実際に活用には至らないけれども、準備することができたという状況でございます。

○福崎委員

備蓄に関してどのような対応をとられていたのかというのは今ご説明いただいたのですが、国内発生時の対策の基本的取組として市長が意思表示する、また市民に対して呼びかけるという点が大きく挙げられています。どこでどのように対応されたのか教えていただきたいのですが。

○所管課職員

先程申し上げたとおり、最初に市の中で、最初にアメリカで発生した平成21年4月24日の4日後の4月28日の段階に、危機警戒本部を市に設置しております。厚生労働省も初めての経験でしたので、さまざまな通知を出して、非常に毒性の強いものとして当初運用するように国から通知が出ておりましたが、患者数が非常に増えてきて、実際にその中で重症化する方が少なかったために、強毒性のインフルエンザではない、いわゆる国の行動指針から離れた形での対応を自治体に求められていた経緯もございまして、必ずしも我々も市の行動計画に沿ったというよりは、国の指示に従った部分もございまして、そういった部分でなかなか行動計画どおりにならなかった部分はございます。

しかしながら、先程申し上げたとおり、危機警戒本部を設置したり、あるいは、5月には保健福祉局の中で24時間の宿直体制をしいて緊急時の連絡体制を整えとか、あるいは医療機関の方に外来診療を徹底するようにお願いするなど、そういった措置をとってきたところです。幸いにして強毒性ではなく、弱毒性だったので、いわゆる行動制限まではかける必要がなかったという状況で、行動計画のとおりに見えなかった部分もあると思います。そこは、厚生労働省の方からも強毒性として取り扱うわけではないという通知が出たことによるものでございます。

○事務局職員

これは、リスクコミュニケーションの問題で、今回の震災の放射線物質と同じように、どのような局面でどのような情報を出すか、出し方を間違えるとパニックを誘発することになるし、かといって正確な情報を出さないと、逆に何を出しても信用されなくなるということがあります。さいたま市もそうですが、国、県も含めてもう少し考えないといけないところがあるという、第三者的な言い方で申し訳ないですけれども、これもいろいろなケースを積み重ねていかないと、最適な結論は出ないのかなという感じがします。担当課長はインフルエンザの関係ですけれども、先程の防災なども含めて、こういう事態が起きたときにどういう情報体制で、どのように伝えていくかは、災害危機管理の基本ですが、なおかつ、これまではあまりできていなかったところだと思います。

○福崎委員

ありがとうございます。最後はコメントですが、防疫は個々人の市民に影響することなので、特に周知等の体制は万全に整えていただいて、信頼できるさいたま市をつくっていただきたいと思うので、よろしくお願いします。

○廣瀬委員長

ほかに質疑はよろしいでしょうか。

それでは、ここでこの項目のヒアリングは終わりにして、評価を確定したいと思います。39-6に関しまして、評価の変更がある方はお願いします。それでは、進捗度については全員が「b」なので、「b」で確定。点数につきましては、13名が7点、1名が6点でその平均で確定とします。

(40 民間住宅の耐震化補助事業を拡充します)

では、40番にまいります。「民間住宅の耐震化補助事業を拡充します」につきまして、説明をお願いいたします。

○所管課職員

まず、民間住宅の耐震化補助事業の背景について少しご説明いたします。平成18年に、今後10年間で、切迫性の高い東海・東南海・南海、及び首都圏直下型大規模地震による人的被害、経済的被害を半減させるために、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正されまして、国の基本方針が示されたところでございます。

さいたま市におきましては、この方針に基づき、平成19年度に「さいたま市建築物耐震改修促進計画」を策定し、「住宅・土地統計調査」のデータから

19年度の住宅の耐震化率を84パーセント、目標年次の平成27年度の耐震化率を89パーセントと推計し、耐震化率90パーセントの目標達成のために、啓発事業や補助事業の施策を進め、残り1パーセントの耐震化の促進を図ることとしております。

取組指標は、平成21年度末までに、民間住宅の耐震化を促進するため、耐震化補助事業の見直しを行い、平成22年度から耐震補強等助成事業を拡充するというものでございます。取組実績につきましては、平成21年度末に「さいたま市既存建築物耐震補強等助成事業要綱」を改正し、拡充した助成事業を平成22年度当初より実施いたしております。具体的な拡充内容につきましては、第1に補助率の引き上げ、第2に補助対象の拡大により、市内の住宅のほぼ全てに補助が出せるようにしました。第3に、耐震性の低い住宅につきましては、建替えについても補助をすることといたしました。最後に、費用をかけずに最低限命を守れるような耐震シェルターや耐震ベッドの設置にも、補助をすることといたしました。

平成22年度の目標につきましては、期限内の目標として掲げました「平成21年度末までの耐震化補助事業の見直し」及び「平成22年度からの耐震補強等助成事業の拡充」を予定どおり実施いたしましたことから、拡充後の補助事業の1年目の定量的な目標といたしまして、予算措置されました平成22年度の単年度の目標として設定いたしました。目標と実績でございますが、戸建住宅の耐震診断の目標は10棟、実績は34棟。同じく、共同住宅の耐震診断の目標は1棟、実績は1棟でございます。戸建住宅の耐震改修工事が目標は70棟、実績は46棟でございます。共同住宅の耐震改修工事が目標は1棟としておりましたが、実績は0棟でございます。建替えにつきましては、100棟を目標にしておりましたが、実績は20棟。耐震シェルター50か所、実績は0でございます。平成22年度の達成度につきましては、期限内の数値目標等を工程表どおり実施いたしましたことから、「b」と判断いたしました。また、定量的な目標といたしました、助成金の交付件数について耐震化の必要性が認識されていないことや、助成制度の周知が足りないことなどにより、全体的に下回っていることから減点評価といたしました。

最後に、ご質問にもございましたけれども、計画途中の耐震化の状況は、個別のデータが取れないため詳細は不明ですが、今年度、この促進計画の見直しを実施いたしますので、その中の23年度の耐震化率を推計してまいりたいと思っております。平成27年度の目標達成に向けて、啓発活動の充実や、今後耐震化の促進に必要と思われる施策の検討を重ね、実施してまいりたいと考えております。

○廣瀬委員長

ありがとうございます。質疑がありましたら、お願いします。

○延原委員

平成22年度の評価をするのに事前質問をしましたが、回答がよく理解できないので、口頭で質問します。平成22年の目標のベースは、平成27年度末に耐震化率90パーセントを前提として22年度の目標は設定されたのです

ね。それとも平成22年度は、何の関係もなく予算上からこの数字がでているのか、どちらですか。

○所管課職員

基本的には、耐震化をする必要性があるのは、1パーセントというのが、4,800戸と計画しておりまして、それを年度で割って行って目標としているところがございますが、なかなか実績が伴ってまいりませんので、前年度実績プラスアルファということで予算措置がされておりますので、実際には目標はありますが、この目標は予算措置をされた棟数でございます。

○延原委員

すみません、もう1回言ってください。

○所管課職員

実際は、4,800戸をさいたま市の施策の中で耐震化をしていく目標ですが、それを年度で割って行って、例えば8年なので、耐震診断を1年に何戸やるということがございますが、それは必ずしも、先程申しましたように、制度の周知や啓発活動が充分ではなく、実績が伴わず、なかなか予算も前年度プラスアルファのものしかついてこないことから、これについては予算措置をされたものということになります。

○延原委員

そういうことですね。1パーセントが正しい数字かという議論は別として、4,800戸を耐震化させるには8年間で年間600戸やらなければいけない。600戸やらなければいけないけれど、予算に1億1千万円しかとっていないからこれしかできないということですか。

○所管課職員

申し込みが多ければ、補正予算なりで対応してまいりますが、耐震の補強工事は耐震診断をしていただいて、自分のお宅に耐震性があるかないかの判断をしていただいて、そこから自分の家の補強工事をするのか、建て替えるのか、悪い言い方ですけど諦めるのか、そういう選択肢がございますので、まず耐震診断をしていただきたい。そこがスタートだと考えておりますので、現在、ここでいえば耐震診断で、実績で34戸と書いてありますが、これは補助金を出している事業でございまして、それ以外に無料の耐震診断員の派遣事業もやっております。それは年間約400戸ずつやっておりますので、そういうことで耐震診断をしていただいております。

○延原委員

私の質問は非常にシンプルです。4,800戸を耐震化させたい。そうすると1年間で600戸やらないといけない。22年度は600戸が目標になるベースではないのですか。それが達成したかどうかを評価したいのですが、なぜその600戸からこんなに大きく離れた低い数字になるのですかというのが質問です。

○所管課職員

まず、4,800戸が全てさいたま市の補助事業を使って耐震補強するといったデータは難しいことがございまして、他市の例を見ますと、耐震診断をし

た結果が悪かったものの、10パーセント程度しか耐震補強工事はされないという実績がございます。ただその耐震診断をすることによって、自分の家を補強するのか、それとも建て替えるのか、そのままにするのか、というような判断をしていただくということで、そういうのをひっくるめて4,800戸というふうに考えております。

○延原委員

平成27年度の最終目標の90パーセントは何ですか。これが大目標ではないですか。

○所管課職員

大目標でございます。

○延原委員

それを前提に21年、22年、23年という目標があつて、それを我々は評価しようとしているのだけど、今のご説明だと私はよく理解できない。

○事務局職員

ここは目標で言うと、延原委員がおっしゃるとおり600戸やらないといけない。それから実際の予算組みとして、本来でしたら600戸分を予算計上するのが筋かもしれないですが、現実問題として今の時点では600戸の予算を付けても実際は使われないことがほぼ明確であろうということで、予算としては現実的な予算を使っている、それを元に戻って、単年度の目標に使っているものですから、今の議論になっているのだと思います。本来の目標としては、行政として予算計上したものを単年度目標に掲げてしまっているのも、そもそもの目標よりも相当低い、やらなければならない目標よりも低い目標が単年度目標として設定されてしまっている。

○延原委員

そういうことですか。そしたら平成27年の90パーセントをやめればいいのですよね。どうせ未達だと、はっきり達成しないのが分かっていることをやろうとしているのだから。

○事務局職員

それを現状から引き上げるためにどうするかというのがこれからやらなければならないことだと思います。

○延原委員

「b」の減点6というのが、是か非かということを考えるときに、別に私は減点したくて言っているのではなくて、600戸をベース目標にするのであれば、これは「dの0点」です。でもお金が1億1千万円しかないというのであれば、「bの7点」かもしれない。それはお金が1億1千万円しか使えないというのであれば、平成27年の90パーセントはやめなければいけない。

○事務局職員

どちらかというと、財政制約でお金がないから1億円しかつけていないのではなくて、現実的にこれしか使われないということを見込んで1億円としているので、もっと使われるようになれば、地震があつて、市民の皆さんの意識が変われば、実績が伸びる可能性がありますし、それはそれに合わせて、どこまで増

やせるかというのは、その時点で財政制約が出てくる可能性はありますが、それに応じた予算組みをまず市として考えていかなければならない。

○延原委員

もう1回聞きます。平成22年度の目標は何をベースにつくったのですか。

○所管課職員

気持ちは、4,800戸の耐震化を進めることですが、なかなか実績として上がってこないのが、今年度ついた予算を全部使いきって、できればそれを上回った耐震化を進めてまいりたいという目標であることを踏まえて、予算措置をした金額を目標としております。

○延原委員

わかりました。

○廣瀬委員長

では、ほかにありますか。

○木島委員

予算措置を元にした目標が6個あって、そのうちの5個は未達だったのでマイナスの評価にしたのですが、「b」評価とされている理由をもう一度よく教えていただけますか。

○所管課職員

数値目標のところ、耐震化の補助事業を見直して、新しい制度を拡充することを数値目標にしておりますので、実際はその検討をさせていただいて、先ほど言った内容の拡充をしていくということで、進捗度は「b」。ただし、これは22年度当初でこの内容についてはもう終わっておりますので、4年間の中で考えていくと、目標は今後どれくらいの実績を上げていくかということになると思いますので、あくまでも当初の数値目標は検討を行って、拡充をする。ただ、拡充をすればいいということではなくて、ご指摘があると思いますが、それに実績が伴っていかないと仕方がない、というご意見がおりなものはごもっともだと思いますので、なかなかそこは啓発がまだ進まない中で順次増えていくということで考えております。「b」という判断はそういうことでさせていただきました。

○木島委員

目標設定の仕方を聞いているのではなくて、事前質問に対する所管のお答えにもありましたが、何らかの意図をもって目標設定をされたのであれば、それに対しての評価をする形を私はとりたかったのですが、ここに書いてある主な目標は目標ではないということですか。

○所管課職員

この40番は耐震化補助事業を拡充します(すぐ)ということで、倍増プランができてすぐにこの事業をやったということで、私どもはこの40番については、今後の事業としては別問題として、ここで完結していると考えておりましたので。

○木島委員

ということは、40番は今回評価対象ではないという形だと思います。倍増

プランとしてはもう終わったということですか。

○事務局職員

項目としては、「条例を制定します」というような目標と同じパターンかと思いますが。条例を制定しますという目標は条例を制定すれば終わりですが、当然それですべてが終わりではなくて、条例を踏まえてどういうことをやっていくかということが後の課題として生じます。それを単年度目標として立てて、評価していただくことになります。今回の項目は、4年間トータルの評価の部分と単年度目標の部分がやや整理されていなくて、単年度目標ではなくて4年間全体の評価が入り込んでいるので、担当課長が申し上げたような評価になっているのだと思います。

○木島委員

何度かこの会議で出ている、終わったものをどうするかという話に近いかと思いますが。理解をいたしました。これはコメントになってしまうかもしれませんが、倍増プランが終わって立てられた目標があるのであれば、そうであっても、それは達成しなければいけないのではないのでしょうか。これは我々の委員会で評価することではないかもしれませんが、そこはコメントさせていただければと思います。

○事務局職員

そこはどちらかということ、今回は単年度目標の評価ですので、それはまさに委員の皆様にご評価していただく部分かと思いますが。

○伊藤委員

自治会では、無料の耐震診断がありますよ、ということで回覧等を回してやっていたりしますが、自分を例にしても、耐震診断するのは結構だけれども、多分、お金がかかって対応ができないという状況で判断している人がかなりいるはずだと思います。したがって、耐震診断する以前に自己判断で、これをちょっと声をかけてやってもらうことによって費用がどれくらいかかって、なお且つ危ないと言われたまま住むのは、非常に気を使うような格好になるので、やらない人がほとんどだろうと思います。ですから、そういう人のことも少し考えた上で、予算的な措置も含めて計画を立てるべきではないのかと思います。ですから、大丈夫かそうでないかと専門家に診断してもらうとたぶん危ない家がほとんど、かなり多いと思います。その辺をベースに考えた上で診断を受けない人がかなりいるということで、現実と計画のギャップがあまりあり過ぎるので、いろいろな問題がここに出てくるのだらうと思います。やはり実態を踏まえた上で計画しないと、かけ離れてしまうと思います。質問ではないですが、そういう感じがします。

○橋本委員

平成27年度における耐震化率90パーセントというのは、さいたま市からの耐震補強等助成事業を通して実施して、100パーセントが実施しての90パーセントなのか、それとも助成金は使わなかったけれども、個人で耐震化をやった家も含めて90パーセントなのですか。

○所管課職員

当然、補助金を使われない方、個人の判断で、個人のやり方でやられた方の住宅の耐震性が増せば、それは90パーセントの中にカウントしていきます。

○廣瀬委員長

ほかはよろしいでしょうか。

○町田委員

確認ですが、この耐震化率90パーセントというのは、私の認識では改修までいかななくても、診断などをして、耐震性の判断材料にもらうための耐震化なのだと思っていたのですが、そうではなくて、ある程度の数値的なものを向上する前提での90パーセントですか。

○所管課職員

はい。当初、申し上げましたように、耐震改修促進法という法律が阪神淡路大震災の後にできまして、そこから10年経ちまして耐震化が進まないと、喫緊の地震に対して今のままでは経済的、人的被害が多くなる。それを半減するためには、90パーセントの耐震化が必要だということを国が方針として出しましたので、今は全国で耐震化促進計画に取り組み、一律で90パーセント、それより上がっているところは、例えば地震の想定される静岡ですとかはもう少し高いかもしれませんが、一律に90パーセントの目標でやっております。

○町田委員

ごめんなさい、勉強不足でした。

○福崎委員

今教えていただいて、この90パーセントというのが国の方針で出ているということで、それぞれ県のレベルで、市のレベルで目標を実践するために頑張ってくれという指針が出ているのだとわかりました。その上で、市の予算で行うということの負担と、国が立てる方針だと、現状を知らないことでのギャップが出ているのだと思います。国が耐震化率90パーセントの達成に向けて各自治体は頑張っているというような方針が全く出ていないので、この目標を達成しようと思ったら、現場にかかる負担がすごく大きいと思うのですが、この点については、現場ではどう考えていますか。

○所管課職員

国の方も、ただやれやれと言っているわけではなくて、交付金を出していただいています。この交付金は工事費の23パーセント、その23パーセントのうち国が半分、市が半分ということになっておりまして、耐震改修工事は大体200万から220、230万円くらいの費用がかかるので、今さいたま市は限度額60万円にしておりますが、持ち出しが150万円くらい、市民の皆さんの負担が出てしまうということで、先程委員の方からご指摘がございましたように、なかなか耐震改修工事には踏み切れない。やはり古い家にお住まいの方は、ご高齢の方が多かったですりしますので、私どもは、防災訓練などでブースを出して、事業をPRさせていただいていますが、その中で自分の家は古くて耐震性がないのはわかっているけれども、それを直すお金もないし、これから何年生きるかわからないし、その間に地震が来るかもわからないし、子どもたちがどうするかもわからないというようなお話もございますし、先程と同じよ

うな話で、今自分の家が耐震性がないのはわかっているけれども、それを耐震診断して、専門家にだめ出しをされてしまうとそれが気になって、納得できないのに苦しんでしまうというようなことで診断はやらないというお話がございまして、私どもの進まない理由としては、市民の方の個人負担が多いことと、ある意味それに尽きるのだと思います。

○福崎委員

個人負担が大きいことや、現場の声をそれだけ知っていらっしゃる中で、90パーセントの達成に向けてどの程度さいたま市として覚悟をされているのか、力を入れられているのか教えていただきたいのですが。

○所管課職員

先程から申しておりますように、目標は最終的に4,800戸の耐震化でございまして、それに向けて、これからかなり、今回の地震で耐震性の必要性が浸透してまいりましたので、お申し込み等が増えてくると思いますので、予算の許す限り拡充をしていく、予算的には拡充してまいりたいと考えております。

○福崎委員

申し込みに対して、補正予算ベースで組み立てていく事業ということですね。

○所管課職員

戸別住宅に関しては、基本的にはお申し込みのあったものについては全部受けようとは思っております。

○廣瀬委員長

私からも1点だけお願いします。経済的にもなかなか建て替えに踏み切れない、耐震補強をするのも大変だという場合の想定の中に耐震シェルターという選択肢が入ってきていると思いますが、予算上は50棟の補助をするということが想定されていたけれども、実績としては出なかったことは、また、先程から出ていますように、経済的に無理だというふうに思われていると最初から診断もされないところからも判断しますと、そういう選択肢そのものが浸透していないことも一つ使われない理由かと思うのですが、この点については何か、例えば耐震シェルターについての啓蒙、周知活動は想定されていらっしゃいますでしょうか。

○所管課職員

先程も少し申しましたように、市の防災訓練、区の防災訓練に出て行って、事業の説明をさせていただいておりますが、その中でシェルターの説明もさせていただいております。実際にシェルターのイメージがなかなかわからないものですから、写真やパンフレット等を持ってご説明をしていますが、一番いいのはシェルターを防災訓練の会場に持ってきて見ていただくのがいいとは思いますが、なかなか現実的ではないということで、ほかの制度と合わせて一緒にPRをさせていただく。これにつきましては、基本的には全額補助を、ただし30万円を限度にということでやらせていただいております。

○廣瀬委員長

では、質疑はよろしいでしょうか。40番につきましてはヒアリングは以上とさせていただきます。評価につきまして、変更をされる方はいらっしゃいま

すでしょうか。

○野崎委員

「bの6」に変更します。

○延原委員

「cの5」にしていますが、「cの4」に変更します。

○木島委員

倍増プランは完結しているということなので「b」にさせていただいて、目標を達成していないということで、マイナスさせていただいて6点にいたします。

○廣瀬委員長

ほかはよろしいでしょうか。そうしますと、進捗度ですが、「b」が7名、「c」が7名となりますが…私としましてももともとの補助事業の拡充についてはコミットできたので、「b」にさせていただきます。点数につきましては、今の修正で連続になっていると思いますので、その平均で確定させていただきたいと思います。

時間の都合上、42、43、47まではなんとか済ませた上で、書類評価については、場合によっては持ち越しということにさせていただきたいと思います。

では、42と43は一括でお願いしたいと思います。

(42 市内照明のLED化率全国1位を目指します)

(43 太陽光発電設備の設置を推進します)

○所管課職員

それでは、42「市内照明のLED化率全国1位を目指します」について、説明いたします。数値目標といたしましては、1点目といたしまして、平成24年度末までに、エネルギー削減率の高い市有施設のLED化率を10%とします。2点目といたしましては、平成24年度末までに、街路灯について4,000灯のLED化を図ります、でございます。取組実績ですが、平成22年度の主な目標といたしましては、市有施設LED化2施設を設置、LED街路灯を1,000灯設置するといたしました。実績といたしましては、市有施設については目標通り2施設を設置いたしました。街路灯につきましては、1,606灯設置をしております。

取組状況でございますが、市有施設につきましては、西部文化センター、大宮武道館の2施設について設置をいたしました。街路灯につきましては、当初目標の1,000灯を上回る1,606灯のLED街路灯を設置いたしました。

市民満足度向上に向けた取組といたしましては、街路灯の明るさを落とさずにLED灯に交換を実施いたしました。

課題といたしましては、市有施設の用途に適した照明の設置が課題というのが1点でございます。もう1点が、LEDの普及啓発を高められるよう来訪者の目にとまりやすい場所への設置場所を選択することを課題としております。

評価理由でございます。市有施設のLED化率につきましては、数値目標、

取組内容、工程表等のと通りの進捗となっております。街路灯のLED化につきましては、当初目標を606灯上回る設置をいたしましたので「a」と判断させていただきました。

今後の予定でございますが、市有施設については、23年度、24年度ともそれぞれ3施設の設置を予定しております。街路灯のLED化につきましては、平成23年度24年度ともに1,000灯設置を予定しております。市内照明のLED化率の全国1位を目指しますにつきましては以上でございます。

続きまして、43番の「太陽光発電設備の設置を推進します」について、ご説明いたします。まず大きな数値目標ですが、2点ございます。1点目につきましては、平成24年度末までに太陽光設備を設置する市有施設を22施設460キロワット増やし、太陽光発電能力を170キロワットから630キロワットにするのが1点でございます。2点目といたしましては、住宅用太陽光発電設備設置補助を継続しまして太陽光発電能力を戸建1,375戸に相当する総計5,500キロワットにするというものでございます。取組実績でございます。

目標でございますが市有2施設に太陽光発電設備を設置するのが1点と、2点目といたしましては、住宅用太陽光発電設備への補助で太陽光発電能力を2,000キロワット確保すること、3点目といたしましては、小中学校の8校に太陽光発電設備設置を行うというものでございます。

実績といたしましては、市有施設につきましては目標通り2施設について太陽光発電設備を設置しております。住宅用太陽光発電の補助につきましては、2,161.17キロワットで594件の設置をしております。小中学校につきましては、4校に太陽光発電設備を設置しております。

取組状況でございますが、市有施設につきましては、西部文化センター、大宮武道館に太陽光発電設備を設置しております。住宅用太陽光発電につきましては、先ほど申し上げましたとおり594件の設置補助をしております。能力といたしまして2,161.17キロワットの能力を確保しております。小中学校の太陽光発電設備の整備につきましては、8校の学校に整備計画をし、うち4校について設置が完了し、残る4校についても工事に着手しております。

次に、市民満足度向上に向けた取組みですが、太陽光発電設備設置補助について、21年度につきましては、前半で受付終了したことを踏まえまして、22年度は受付期間を2期に分けて、広く公平に補助ができるように実施したところです。

課題でございますが、住宅用太陽光発電補助の需要が多いことから、単価を下げ広く補助することができるかが課題です。評価理由でございますが、市有施設への太陽光発電設置及び住宅用太陽光発電設備設置補助につきましては、数値目標等のとおり進捗しております。小中学校への太陽光発電設備につきましては、8校で整備に着手し4校で未完了ではありますが、おおむね予定どおり進捗しているため、「b」と判断いたしました。

今後の取組予定でございますが、今後は工程表のとおり市有施設への設置につきましましては、23年度、24年度とも2施設を、小中学校への設置につきましましては、23年度については7施設、24年度については4施設を設置し、住宅用太陽光発電能力については、1,500キロワット以上の能力を確保する予定であります。説明については以上です。

○廣瀬委員長

どうもありがとうございます。では、42、43について質疑がありましたらお願いいたします。

○木島委員

事前に先日も質問させていただいたのですが、43の取組実績について4校着工済みということですが、これは着工後どのくらいで完成するものなのでしょうか。

○所管課職員

現在契約済みですので、今工事を進めておりまして8月から9月の中旬までに工事が完了するというところで計画を進めております。

○木島委員

着工済みというのは工事が始まったということによいのですか。

○所管課職員

はいそうです。

○木島委員

平成22年度に工事が始まったという理解で、それで工事が8月に終わることでもいいのですね。

○所管課職員

そうです。

○伊藤委員

非常に違和感を感じているのですが、LED化全国1位を目指すというのが、各都道府県がLED化を何個やったとかいうデータをもとにこういうことを言っているのですかね。

○所管課職員

これにつきましては、そういうデータは持っておりませんが、意気込みといたしましてLED化については全国1位の目標を立てさせていただいています。

○伊藤委員

それではおかしいですね。一般的に見て一時の方向としてとすればわかる気がしますが、やはりベースになるべき都道府県がどういう状況か把握した上で、1位を目指すという格好でないと、本来こういう格好では立派なことをやっていることにはならないと思う。もう少し1位ではなくてもいいから数字を並べた上である程度こういう方向でいくというならある程度はわかる気がしますが、けれども抽象的に1位を目指す。ただ戸数を言っているのか、何というかどういう考えでやっているのか、あまり明確でないので非常に違和感を感じますけれども。これは答えにくいでしょうから答えなくてもいいです。

○廣瀬委員長

公の設置するものについて、100%ならどう考えても1位だろうと言えるかもしれませんけれどもね。

○福崎委員

事業番号43についてですが、太陽光発電設備の設置に巨額の投資がされています。設置したことによる利益を受けられる方がある特定の数であるということになると、その投資によって回収される利益ができる限り公平に市民の方にできる限り還元できるようになればいいと思います。その投資分の回収について何かお考えがあるのか、考え方があるのか教えてほしいと思います。

○所管課職員

特に現状としましては、投資したことに対する回収ということはございません。ただし、今後の考え方としてはグリーン電力証書とかそういうものによって価値を生み出すということもございますので、それも含めて今後検討したいと思っています。特に太陽光発電につきましては、今回の震災を含めて自然エネルギーまたは再生可能エネルギーの普及促進が非常に大きく取り上げられているところでございます。その中で一層普及促進を図っていくため補助事業を行っているところでございますが、現状で言いますと設置していただく方の負担が大きいということで、国もしかり県もしかり当市におきましても補助をすることによる支援をしているところでございます。

○所管課職員

学校に設置している太陽光発電につきましては、確かに20キロワット程度の発電設備を設置して平均して2,500万円ほどのかなり巨額な金額がかかります。削減できる電気料金で換算しましても40年とか50年といった長期間かかります。確かにそういった意味での費用対効果は小さいかもしれませんが、学校の教育の現場に設置することで環境に対する意識啓発ですとかCO2を削減できる効果とかそういった温暖化対策と自然エネルギーを活用する、そういった意味合いでの教育の現場に設置する効果というのは大きいと考えております。

○福崎委員

その点に関しまして、コメントに書かせていただいたのですけれども、教育機関に設置するということはすごく意味のあることだと思います。ただ設置するだけで生徒が目にするわけではないので、できれば教育委員会等で検討していただいてカリキュラムに含めて設備について説明するとか、実際に生徒を連れて先生がそれを見に行くとか、実際に時間をとっていただきたいと思うのですが、そういう検討はされているのでしょうか。

○所管課職員

学校施設課で設置している太陽光発電につきましては、昇降口とか見やすい場所に、児童生徒だけではなく学校を訪れる保護者や地域の方にも発電状況がわかるようなモニターを設置しています。また、理科の授業の中でも電気の働きをテーマに太陽光発電の仕組みですとか発電について学習をしたり、総合的な学習の時間、その中で太陽光発電がCO2削減になるような取組みであるこ

とを学習している学校もあります。また、学校公開日の際に保護者や地域の方に太陽光発電設備を見学してもらうことによって環境に対する啓発活動を行っているところもあります。そういった取組を実際に行っております。

○伊藤委員

先ほどの話で、減価償却に40年か50年かかるのですか。

○所管課職員

電気料金を削減、太陽光発電の発電量を単純に電気料に置き換えた場合の話なのですけれども、単純計算でいえば40年か50年かかります。

○伊藤委員

数値が違うのではないですか。40年か50年かからないと回収できないものだったら、ほとんどやる意味がないのではないかと思うのですが。

○所管課職員

先ほど申し上げたとおり、意識啓発といった部分もございますし、CO2の削減や自然エネルギーといった意味合いもございます。

○伊藤委員

売電のほうはどうなっているのですか。

○所管課職員

学校の場合はもともと基礎電力、基礎的にかかる電力量が大きいですから売電ができるのは、土日ですとか夏休みとか、電力量が小さくなったときに限られますので、売電はほとんどございません。

○伊藤委員

売電がほとんどできない状況であると。

○所管課職員

やってはおりますけど、わずかであります。

○伊藤委員

それではあまりメリットが出てこないね。

○事務局職員

多分、金額的なメリットという意味ではおっしゃるとおりだと思います。問題は施策効果のところ、先ほどの話ではありませんが、費用対効果の面で言いますと、経費節減の効果と環境対策のリーディング的な施策効果とが、投入するお金と合っているかどうかについては、まさにご議論があるところだと思います。

○伊藤委員

40、50年経つということになると、建物そのものをあてがわなくてはならなくなるのではないですか。

○事務局職員

実質的には、パネルのほうは10年ぐらいであったかと思いますが。

○所管課職員

一般的な住宅につきましては、先ほど申し上げましたとおり、国、県、市等の補助、また今回議論されております売電の関係がございまして、それらを全部加味しますと、10年ないし12、3年で減価償却が図られるものでござい

ます。

○伊藤委員

それにしてもずいぶん年数が違うものだね。

○事務局職員

あくまで料金を回収しようとするとならざるという話であって、現実的には赤字となるわけです。

○所管課職員

実際に市で負担しておりますのは国の補助制度もございまして、2分の1の国補助を受けてございます。そういった意味では、その期間としては金額としては半分にはなりませんけれども。

○延原委員

国の補助といってもそれは我々の税金ですから。だからこれはもう大義名分でやるしか仕方ないのですよ。さいたま市は金を使うのだったら業者はさいたま市に本社があるところに限るというぐらいの、要するにこれは談合でもなんでもなくて、そういうカバーをしないとわれわれの税金を使って、今のようなものに対する回答ができない。例えば今の説明だったら回答になる。さいたま市に本社がある設備業者しか我々は使っちゃならないと。どこでもいいですよ。ではだめですよ。

○廣瀬委員長

ではほかにありますでしょうか。

○林委員

42番ですけれども。課題のところ「目にとまりやすい設置場所を選択することも課題とする」と、その意味はと書いたのですけれども、見た人の意識は異なるという意味なのだと思うのですけれども、わざわざそれを選択する意味があるのかなと思ひまして、LEDにして省エネの効率が高いところをまず優先すべきであって、そういう場合、効果が目に見えにくいというか、ですけど壮大な紙でも張って、この施設の照明の80パーセントがLED照明ですみたいなことを書いたほうがお金の使い方としてはよろしいかと思ひたのですけれども。ただ、こういう課題というのいろいろ考えていらっしゃると思うので、見た人の効果として、家の電気をLEDにしようかなというような、いい意味での副作用が発生するかもしれないですけれども。ちょっとコメント的なことですが、わざわざこういうふうに課題として挙げてくる真意がわからなかったものですから。

○所管課職員

これにつきましては、今委員さんがおっしゃったとおり、費用対効果が高いところをねらっていくというところでもございまして、現状でもできる限りそのような形で実施しており、施設については、利用頻度の高い、注目度の高いもの、また設置する場所については、ロビーや玄関など照明が主に感じられるような場所に設置してございます。そういったことが先ほど申し上げたとおり普及啓発の意識につながることをできると事業として進めているところでございます。

○事務局職員

多分もともと環境施策としてスタートしたので、課題にそのように書いてあるのですが、今回の地震があって、今は節電という話が大きなものとしてありますので、そういう意味では同じ事業なのですが、施策効果とか事業の要請という意味では、若干色合いが違ってきている部分はあるのかもしれませんが。その辺は、組み直しを検討する余地はあるかと思えます。

○延原委員

大幅にあると思えます。このマニフェストを出したときは、さいたま市は黒字財政でしたよね。今赤字ですね。赤字財政になったにもかかわらずこのコストを炭酸ガスの削減だとか、環境だけで推し進めようとする絶対無理がある。だから、元の目標はこれで仕方がないと思えますが、プラスアルファを組み込まないとみんなが疑問に思えます。

○廣瀬委員長

それでは、ほかにありますでしょうか。よろしければ、42、43のヒアリングは以上にして、事業について評価の確定をしたいと思えます。42、43の事業について評価の変更のあるかたはお申し出ください。

では、42は「a」が9名、「b」は5名で「a」で確定をし、点数は9点が9名、8点が4名、7点が1名での平均とします。

43につきましては、全員が「b」としておりますので「b」で確定。点数は7点が13名、6点が1名ですのでその平均で確定をします。

では次の47番について、ご説明をお願いいたします。

(47 新規建設事業費の1%を魅力ある文化・芸術のまちづくりに配分します)

○所管課職員

47番の事業につきまして、まず、数値目標等ですが、平成22年度末までに建設事業費における1パーセント、一般財源ベースを文化芸術事業に充てる仕組みづくりというものでございます。平成22年度主な目標等としては、2点掲げております。まず1点目でございますが、平成22年度末までに建設事業費における1パーセントを文化芸術事業に充てる仕組みづくりの構築になってございます。文化芸術事業費が建設事業費の1パーセントを下回らないよう、平成23年度予算編成に反映させたところでございます。2番目でございますが、平成23年度の新たな文化芸術事業の検討につきまして、有識者及び公募の市民からなる「文化芸術まちづくり創造事業検討委員会」を開催いたしました。7月、8月、10月に委員会を開催し、委員長より提言をいただいたところでございます。新規事業といたしましては、さいたま市誕生10周年記念事業といたしまして、フリーカルチャービレッジ、ジュニアソロコンテストを、本年度実施するものでございます。

また、将来に向けた文化芸術事業の財源を積み立てるために、文化芸術都市創造基金条例案を本年2月定例会に上程いたしました。議会において継続審議となったところでございます。

以上の取組実績によりまして、進捗度を「b」とし、ただ今申し上げました、基金の設置にまで至っておりませんので、減点をいたしまして「6点」と判断いたしました。説明は以上でございます。

○廣瀬委員長

では、質疑等ありましたらよろしくお願いたします。

○林委員

コメントにも書いたのですけれども、基金条例の制定が建設事業費1パーセントを充てるといふ仕組みがよくわからないのと、23年度の2,900万円というのはフリーカルチャービレッジとソロコンテストの二つの事業の合算なのでしょうか。

○所管課職員

数字的なものからお答えします。23年度の2,900万円の内容につきましては、今申し上げましたフリーカルチャービレッジとジュニアソロコンテストの事業費及び基金への積立金を23年度の当初予算に計上しておりまして、その3点の合計でございます。基金については条例が成立していないため、積立が今できないという状態になっております。

○林委員

市の積立額と寄附金というのはその条例の中に書かれていたと思うのですが、市の積立はこの23年度の中で行っていくということで、寄附金はまだということでしょうか。

○所管課職員

寄附金というのは、市民とか市の企業とかその他いろいろ対象があると思うのですが、寄附を受けられるという形で条例は整備しておりました。ただその条例がまだ成立しておりませんので、この基金に対する寄附を受けるといふ行為、あるいは募集をするという行為はできていない状態です。

○林委員

寄附金のその重みというか、かなり期待できるものでしょうか。

○所管課職員

非常に難しい問題です。いろいろ啓発活動をしなければいけないというのはあるのですが、特に震災の関係もありまして、なかなか文化芸術事業に寄附をするというのは非常に厳しい状況に陥っていると感じています。一般論的な感じではありますが。啓発活動を続け、何とかしたいと思っておりますが、非常に厳しい状況ではあると思っています。

○廣瀬委員長

ありがとうございます。ほかに質疑はありますでしょうか。それでは、47番のヒアリングは以上とさせていただきます。それでは評価を確定させていただきますが、評価を変更される方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、12名が「b」、2名が「c」ですので、「b」で確定。点数は7点が3名、6点が9名、4点が2名いらっしゃって、単独ではないので、飛んではおりますが全体を含めて平均を出すということによろしいでしょうか。

では以上をもちまして、ヒアリング項目についての評価を終了にします。

時間が既にもう超過しておりますので、書類審査における評価は次回に確定するという形で持ち越しさせていただきたいと思えます。

次回のヒアリング候補については確定させていただきたいと思えます。資料3の後ろから2枚目の資料になります。8月19日開催のヒアリング候補についてですけれども、これについては49の枝番6つと53の枝番2つが事務局案でありましたが、委員からの意見としまして52番に3票、50番に2票、51-2番に1票入っております。また、これは外そうという案が49-2、3、4それから49-5について入っております。そこで提案ですけれども、まず追加につきましては50番、51-2番、52番、この3項目について追加をし、49についてですけれども、49-1については基本計画ですけれども、この領域を包括的にカバーをしていると、他方で49-2以下の項目はある意味一つ一つは小さい規模の実施事業という感じでありまして、これについては一項目ずつは要らないのでは、という趣旨もおありでこれは外していいのではないかという案が出てきております。49-6というのがありますが、49については、49-1の1項目を取り上げることによって、基本的には、見沼たんぼ等の自然環境等の事業を取り上げることで、よって49-1、50、51-2、52、53-1、53-2の6事業についてヒアリング対象とするということではいかがでしょうか。それでは次回のヒアリングはこの6項目ということで進めたいと思えます。

それでは書類審査の部分については若干積み残しましたけれども、以上を持ちまして本日の評価につきましては完了したいと思えます。

3 その他

○廣瀬委員長

次回以降につきましては、資料の配付等がありますけれども、議事録の確定版と確認のためのものと、それから次回、次々回に関する資料等が配付されておりますが、それも毎回どおりということですが、特段何かありましたら発言いただきたいと思えますが、何かありますか。

○事務局職員

前回の委員会でご報告いたしました9月9日の予備日の変更の件でございますが、9月14日（水）に変更させていただきたいと存じます。場所は、ここ浦和コミュニティセンターの9階の第15集会室を予約しております。今後の9月10月の予備日の使い方、とりまとめ等につきましても次回委員会で協議いただきたくよろしくお願ひいたします。

○廣瀬委員長

それでは、予備日としての日程につきましては、9月9日（金）に予定していた予備日については難しくなったということで、一たんこの段階では9月14日（水）を予備日とさせていただくことのご確認をよろしくお願ひをします。この14日を実際にどのように使うか、あるいは場合によっては8回、9回も予定されておりますので、ここは予備日ではありますけれども、開催しないという選択も含めて次回ないし次々回、少なくとも8月30日までには確定する

必要がありますので、検討したいと思います。

それでは、予定をされておりました議事は以上になりますが、委員から何かありますか。事務局からは、他に何かありますか。

4 閉 会

○廣瀬委員長

以上を持ちまして第5回評価委員会を閉会いたします。

次回は、8月19日の19時から、会場はこちらの会場となっておりますのでよろしく願いいたします。

では、本日はお疲れ様でございました。